県 紋 章

群馬県報

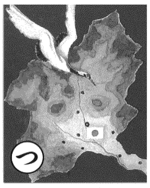

つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和７年３月３１日（月）　号　外（第２０号）

■　目　　次

ページ

規　　則

○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル課）　2

■ 規　則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事　山　本　一　太

群馬県規則第四十号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成二十五年群馬県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「知事が地方公共団体に準ずる者として認定した者」を「地方公共団体に準ずる者と知事が認めたもの」に改め、同条第二項中「による認定」を「の適用」に改め、「地方公共団体に準ずる者の認定申請書（別記様式第一号）に」及び「添えて、」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類

第四条第三項を削る。

第五条第三号中「ために」の下に「当該一般廃棄物処理施設内及び当該産業廃棄物処理施設内において」を加える。

第六条の見出し中「許可」を「土砂等の搬入計画の届出」に改める。

第七条の見出しを「（土砂等の搬入計画の届出）」に改め、同条第一項中「申請書は、特定事業許可申請書」を「届出書は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号及び第二号中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「に規定する許可を受けよう」を「の規定による届出をしよう」に、「申請者」を「届出者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「申請者」を「届出者」に改め、「及び法人の役員の全員の住民票の写し」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを削り、同項第九号中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十号から第十二号までを削り、同項第十三号中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十四号を削り、同項第十五号中「土砂等埋立区域」を「埋立等区域」に、「、計画断面図及び面積計算書」を「及び計画断面図」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十六号を同項第八号とし、同項第十七号から第二十号までを削り、同項第二十一号を同項第九号とし、同項を同条第二項とする。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第九条の見出しを「（土砂等の搬入計画の変更の届出）」に改め、同条第一項中「許可を受けよう」を「届出をしよう」に、「変更申請者」を「変更届出者」に、「特定事業変更許可申請書」を「埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書」に、「次に掲げる書類」を「第七条第二項各号で定める書類のうち変更に係る事項に関するもの」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「特定事業」を「埋立等事業」に改め、同項第二号中「第八条第二項第六号の特定事業区域」を「第八条第二項第五号の埋立等区域」に改め、同項第三号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　条例第十条第二項の規定による届出は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一　搬入計画の届出をした者の氏名又は住所の変更の場合にあっては、住民票の写し

二　法人の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

4　条例第十条第三項の規定による届出は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一　承継した者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　被相続人との続柄を証する書類

ロ　承継した者の住民票の写し

ハ　その他知事が必要と認める書類

二　承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　合併契約書又は分割契約書の写し

ロ　法人の登記事項証明書

ハ　吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、現に行っている事業の概要を説明する書類

ニ　その他知事が必要と認める書類

第十条第三項中「特定事業区域」を「埋立等区域」に、「の性状が基準」を「が性状基準」に改め、同条第四項中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第十一条の見出しを「（性状基準）」に改め、同条中「第十一条第三項第三号の規則で定める基準」を「第十一条第二項の性状基準」に改める。

第十二条の見出しを「（埋立等事業の完了等の届出）」に改め、同条第一項第一号中「特定事業を」を「埋立等事業を」に、「特定事業完了届出書」を「埋立等事業完了届出書」に改め、同項第二号中「特定事業を」を「埋立等事業を」に、「特定事業廃止（休止）届出書」を「埋立等事業廃止（休止）届出書」に改め、同項第三号中「特定事業を」を「埋立等事業を」に、「特定事業再開届出書」を「埋立等事業再開届出書」に改め、同条第二項中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「並びに崩落による災害の発生」を削る。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで　削除

第十六条の見出しを「（埋立等区域内土壌検査）」に改め、同条第一項中「特定事業の許可を受けた」を「搬入計画の届出をした」に、「特定事業区域に」を「埋立等区域に」に、「特定事業区域から」を「埋立等区域から」に、「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改め、同項第一号中「特定事業区域」を「埋立

等区域」に改め、同条第二項中「特定事業の許可を受けた者は、特定事業」を「搬入計画の届出をした者は、埋立等事業」に、「、若しくは特定事業」を「又は埋立等事業」に改め、「、又は特定事業の許可の取消しを受けたとき」を削り、「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改め、同条第三項中「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改め、同条第四項中「特定事業区域内土壌検査は、次に」を「埋立等区域内土壌検査は、次に」に改め、同項第一号中「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に、「土砂等埋立等区域の」を「埋立等区域の」に、「当該土砂等埋立等区域」を「当該埋立等区域」に改め、同項第二号及び第四号中「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改める。

第十七条第一項中「（特定事業区域」を「（埋立等区域」に、「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第十八条の見出し中「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改め、同条第一項中「特定事業区域内土壌検査等報告書」を「埋立等区域内土壌検査等報告書」に改め、同項第一号中「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「特定事業区域内土壌検査」を「埋立等区域内土壌検査」に改める。

第十九条第一号中「第九条第四項」を「第九条第一項、第三項及び第四項」に、「特定事業軽微変更届出書」を「埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書」に改め、同条第三号中「特定事業区域内土壌検査等報告書」を「埋立等区域内土壌検査等報告書」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十二条の見出しを「（知事が指定する市町村）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十五条第一項の知事が指定する市町村は、土砂等による埋立て等の規制に係る内容の条例を制定し、若しくは制定しようとする市町村のうち、知事が当該市町村の長と協議し、当該条例がこの条例の趣旨に即したものと認めるものとする。

別表第一測定方法の欄を次のように改める。

測定方法
日本産業規格K〇一〇二―三　十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―二　九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは九・七の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年環境庁告示第五十九号」という。）付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
日本産業規格K〇一〇二―四　七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあっては日本産業規格K〇一〇二―四　七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）
日本産業規格K〇一〇二―三　十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　二十四・三（二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法
検液中濃度に係るものにあっては日本産業規格K〇一〇二―三　二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和四十七年総理府令第六十六号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環境庁告示第十号。以下「平成九年環境庁告示第

十号」という。）付表に掲げる方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
シス体にあっては日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―二　五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇―六　六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法、五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、ｐＨ試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び五・五又は五・二及び五・六に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　五・二、五・五又は五・六に定める方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法

別表第二を削り、別表第三測定方法の欄を次のように改める。

測定方法
日本産業規格K〇一〇二―三　十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―二　九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
日本産業規格K〇一〇二―四　七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあっては日本産業規格K〇一〇二―四　七・二・一、七・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）
日本産業規格K〇一〇二―三　十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　二十四・三（二十

四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
日本産業規格K〇一〇二―三　十一・三、十一・四、十一・五又は十一・六に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
シス体にあっては日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法

日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
日本産業規格K〇一二五　五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―二　五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇―六　六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び五・五に定める方法
日本産業規格K〇一〇二―三　五・二、五・五又は五・六に定める方法
昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
日本産業規格K〇一〇二―一　十二に定める方法

別表第三を別表第二とする。

別記様式第一号から別記様式第七号までを次のように改める。

別記様式第１号　削除

別記様式第２号（規格Ａ４）（第７条関係）

（表）

埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年　月　日

群馬県知事　宛て

住所

届出者　氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋立て等の目的		
埋立等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） ㎡
埋立等事業を行う期間	年　月　日　～　年　月　日	
埋立等区域に搬入する土砂等の数量	㎥	
埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
その他		

備考　欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

（裏）

添付書類	１　埋立等区域の位置を示す図面 ２　埋立等区域の付近の見取図 ３　届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し ４　届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書 ５　埋立等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第１４条第１項に規定する地図の写し又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し ６　埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 ７　埋立等区域の計画平面図及び計画断面図 ８　埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 ９　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別記様式第３号から別記様式第５号まで　削除

別記様式第６号（規格Ａ４）（第９条関係）

埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書

年　　月　　日

群馬県知事　宛て

住所

届出者　氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第１０条の規定により、埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の変更について、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年　　月　　日	
変　更　の　内　容	変更前	変更後
変　更　の　理　由		

備考１　群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第７条第２項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。

２　条例第１０条第２項の規定による届出にあっては、規則第９条第３項各号に掲げる書類を添付すること。

３　条例第１０条第３項の規定による届出にあっては、規則第９条第４項各号に掲げる書類を添付すること。

別記様式第７号　削除

別記様式第八号中「あて」を「宛て」に、「よる許可」を「より届け出た土砂等の搬入計画」に、

「

許可を受けた年月日及び許可の番号	年　月　日　群馬県指令　第　号

」を

「

搬入計画の届出年月日	年　月　日

」に

改める。

別記様式第九号中「あて」を「宛て」に、「よる許可を受けた特定事業区域」を「より届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域」に、「の性状が基準」を「が性状基準」に改める。

別記様式第十二号中「の許可を受けた特定事業区域」を「により届け出た土砂等の搬入計画に係る埋立等区域」に改める。

別記様式第十三号中「特定事業完了届出書」を「埋立等事業完了届出書」に、「あて」を「宛て」に、「よる許可」を「より届け出た土砂等の搬入計画」に、「の許可を受けた」を「を届け出た」に、「当該変更の許可」を「当該変更後の搬入計画」に、「特定事業を」を「埋立等事業を」に、

「

許可を受けた年月日及び許可の番号	年　月　日　群馬県指令　第　号

」を

「

搬入計画の届出年月日	年　月　日

」に、

「特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

別記様式第十四号中「特定事業廃止（休止）届出書」を「埋立等事業廃止（休止）届出書」に、「あて」を「宛て」に、「よる許可」を「より届け出た土砂等の搬入計画」に、「の許可を受けた」を「を届け出た」に、「当該変更の許可」を「当該変更後の搬入計画」に、「特定事業を」を「埋立等事業を」に、

「

許可を受けた年月日及び許可の番号	年　月　日　群馬県指令　第　号

」を

「

搬入計画の届出年月日	年　月　日

」に、

「特定事業区域の」を「埋立等区域の」に、「及び特定事業区域以外」を「並びに埋立等事業区域以外」に改め、「並びに崩落による災害の発生」を削る。

別記様式第十五号中「特定事業再開届出書」を「埋立等事業再開届出書」に、「あて」を「宛て」に、「よる許可」を「より届け出た土砂等の搬入計画」に、「の許可を受けた」を「を届け出た」に、「当該変更の許可」を「当該変更後の搬入計画」に、「特定事業を」を「埋立等事業を」に、

「

許可を受けた年月日及び許可の番号	年　月　日　群馬県指令　第　号

」を

「

搬入計画の届出年月日	年　月　日

」に

改める。

別記様式第十六号から別記様式第十九号までを次のように改める。

別記様式第１６号から別記様式第１９号まで　削除

別記様式第二十号中「特定事業区域内土壌検査等報告書」を「埋立等区域内土壌検査等報告書」に、「あて」を「宛て」に、「による特定事業区域内土壌検査等」を「による埋立等区域内土壌検査等」に、

「

許可を受けた年月日及び許可の番号	年　月　日　群馬県指令　第　号

」を

「

搬入計画の届出年月日	年　月　日

」に

改める。

別記様式第二十二号裏面中「土砂等埋立等区域又は特定事業区域」及び「土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「帳簿、」を削り、

「(4)　第２４条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(5)　第２４条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」を

「(3)　第２４条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(4)　第２４条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に

改める。

附　則

1　この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、別表第一及び別表第

三の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

２　前項ただし書に規定する規定の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行
発行　群馬県
群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111